

第 27 回 柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和元年 8 月 30 日（金）
場所 市役所 第 1 会議室
議案 議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について
議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について
議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について
議第 5 号 農地法第 5 条買受適格証明願について

その他 9 月総会の会議開催予定日時
第 28 回総会を 9 月 30 日（月）午後開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり
並びに事務局職員
開会 午後 1 時 30 分

霜田局長

皆さん、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。朝晩涼しいと言うより寒いくらいの感じがしております。先週の 21 日に新米の検査が始まりまして、本格的な秋の到来といったところですが、天候が不順で心配しているところでもあります。黒坂会長からも後程お米の出来具合など、お聞かせいただきたいと思います。

28 日（水）の日本農業新聞に山形県警の行った交通事故の調査分析が載っていました。軽トラックでの重大事故は普通車の 3 倍と統計の数字が出ておりました。近距離だから、慣れている道だからとシートベルトをしない方が多いことと、トラックの構造上ボンネットがありませんので、追突したり、段差があるところで落ちたりすると、ハンドルで胸を打ち重大事故につながり、死亡事故が絶えないという話でありました。9 月になりますと、農林水産省が推進している「秋の農作業安全確認運動」が始まります。統計によりますと、農作業による死亡事故が毎年 300 人を超えているという数字が出ています。特にこの時期、地域での声掛け、見守りをよろしくお願いします。

総会に入る前に、農業新聞の加入推進にあたり、農業会議からクオカードを預かっておりますので、黒坂会長からお渡ししていただきます。

(今井善積さんにクオカード贈呈)

ただ今から第 27 回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第 2 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第 4 条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしくお願いします。

黒坂会長

皆さんご苦労様でございます。本来ならば早生品種の稲刈りが始まって、皆さん大変忙しい中であると思います。いつもこの前に立ちますと天候の話をしています。そろそろ天候の話はしなくていいと思いますが、テレビ報道を見ますと何十年に 1 回などの災害が発生しております。ここ数年、平年と天候が変わってきていると心配しているところがございます。こんなに長雨が続くとは私も考えられませんでした。皆さんの心配は、稲刈りを早くしなければならないというよりも、田んぼが柔らかくなるのではない、倒伏するのではない、いつ刈れるのかという心配で大変だと思います。

先程、局長から今年度の米の状況について、いかがなものかという話がありましたが、この天候で、まだ米がごく一部しか出てきていない状況であります。21 日に柏崎農協の倉庫に於いて、「葉月みのり」の検査がありました。7 月中旬から高温、夜温の低下温がなされない、降水量不足ということで、背中に未熟が発生する関係で、若干ですが品質も良くないのではないかと結論が出ております。同じ状況下にあります「こしいぶき」に対しましても、同じようなことが言えるのではないかと考えています。その後の「コシヒカリ」につきましては品質、収量とも期待をしているところです。皆さんも大規模農家の方ですので、これからの作業については、大変心配だと思いますが、次の総会ではいい報告が出来ればと思っていますので、よろしくお願いします。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告をお願いします。

霜田局長

委員数は 19 人です。現在の出席委員数は 19 人で、過半数であることを報告致します。

また、農地最適化推進委員数は 27 人ですが、現在の出席委員数は 21 人です。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第 27 回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、1 番 茂田井 良雄委員、11 番 笹川 與一委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

議案を説明する前に、議案の訂正をお願いします。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 2 及びこの申請が関連する議第 4 号 農地法第 5 条許可申請 申請番号 8 について、本申請を受理した後に譲渡人の 1 人が死亡し、その相続登記後に改めて申請するとのことで取り下げになりました。議案からの削除をお願いします。そしてこれに合わせて、「第 27 回 総会の招集について」の「3 議案」の「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」を「1 件 田 1,188 m²」、「議第 4 号 農地法第 5 条 農地法第 5 条許可申請について」を「7 件 田 2,468.33 m²」に訂正をお願いします。

それでは、議案書 1 ページをご覧ください。議第 1 号農地法第 3 条許可申請についてご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10a あたりの価格の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 高柳町岡野町字下平〇〇番〇 田 618 m²。高柳町岡野町〇〇番地〇 〇

○ ○○。高柳町岡野町○○番地 ○○ ○○。自作地の売買。経営規模拡大。 円
です。

審査結果の 1 ページをご覧ください。案件ごとに地区担当の委員、笹川農地会議代表
者、事務局の阿部係長、濁川職員が現地調査を行いました。農地法第 3 条第 2 項各号に
該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございま
せんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することにご
異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 2 ページをご覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請につい
て、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明と
いたします。

申請番号 1 田塚○丁目字七ノ江○○番 田 1,031 m²。田塚○丁目○番○号 ○○
○○。一般個人住宅。第 3 種でございます。申請地は、すでに転用目的である宅地とし
て利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求
めるものです。

申請番号 2 大字南条字豊後谷内○○番○ 外 1 筆 田 353 m²。大字加納○番地 ○

〇〇〇。資材置場。第2種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の3ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

—「なし」との声あり—

議長

なければ質疑を終了いたします。議第2号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第2号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書3ページをご覧ください。議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号1 茨目〇丁目字中江〇〇番〇 外3筆 田 1,188 m²。新橋〇番〇号 〇〇〇〇。小千谷市平沢〇丁目〇番〇号 〇〇 〇。集合住宅。当初計画者が貸露天資材置場として利用する予定でしたが、事情によりこれを取りやめ、承継者が集合住宅を建設するものです。第3種でございます。議第4号第5条許可申請 申請番号7に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表4ページ

下段のとおり、特に問題はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 4 ページをご覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字新道字正法寺〇〇番〇 田 191 m²。三条市西大崎〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。大字新道〇〇番地〇 〇〇 〇〇。駐車場。第 2 種でございます。

申請番号 2 大字上条字田右エ門田〇番〇 田 0.33 m²。大字上条〇番地 〇〇 〇。兵庫県神戸市兵庫区新開地〇丁目〇番〇-〇〇号 〇〇 〇。宅地の拡張。第 2 種でございます。申請地は、すでに転用目的である宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 3 大字平井字大石ヶ入〇〇番〇 畑 62 m²。大字平井〇〇番地 〇〇 〇。米山台〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。貸資材置場。第 2 種でございます。

申請番号 4 大字南条字豊後谷内〇〇番 畑 198 m²。大字山澗〇〇番地〇 〇〇 〇

○。大字加納○番地 ○ ○○○。資材置場。第2種でございます。

申請番号 5 大字南条字古屋敷○○番○ 田 49 m²。大字山澗○○番地○ ○○ ○
○。大字加納○番地 ○ ○○○。資材置場。第2種でございます。

申請番号 6 大字曾地字水橋○○番 外 5 筆 田 1,040 m² 畑 961 m² 計 2,001 m²。
大字曾地○○番地 ○○ ○○○ 外 4 名。東京都千代田区二番町○番地○ ○○○○
○○○○○○○○。店舗。第3種でございます。

申請番号 7 茨目○丁目字中江○○番○ 外 3 筆 田 1,188 m²。新橋○番○号 ○○
○○。小千谷市平沢○丁目○番○号 ○○ ○。集合住宅。第3種でございます。議第3
号 第5条事業計画変更承認申請 申請番号1に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表 5 ページのとおり、特
に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はござい
ませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第4号の申請案件を許可処分と決定することにつ
いてご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第4号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第5号 農地法第5条買受適格証明願について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 6 ページをご覧ください。議第5号 農地法第5条買受適格証明願
いについて、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請者、申請目的及び農地区分の順に読み上げ、説明と

いたします。

申請番号 1 大字曾地字六十刈〇〇番〇 外 2 筆 田 2,007 m²。燕市分水東学校町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。資材置場として利用したく、新潟地方裁判所長岡支部執行の、令和元年 8 月 26 日から令和元年 9 月 2 日までの期間入札に参加するため。第 2 種でございます。

本案件については、申請者が落札した場合は、資材置場を整備するものであり、これに続いて第 5 条転用許可申請が提出されることとなることから、付帯決議としまして、「買受適格証明書の交付を受けた者が最高価格買受申出人となり、農地法第 5 条の許可申請書を提出した場合、農業委員会の会長は買受適格証明書を交付した時点と事情が相違していない場合に限り、許可しても差し支えないものとする。」として、会長の専決許可を付すものとさせていただきます。

なお、審査結果につきましては、買受適格証明書類審査結果一覧表の 6 ページのとおり、特に問題はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号の案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 5 号の案件を許可処分と決定いたします。

議長

その他の事項で、委員のみなさんから発言はございませんでしょうか。
ないようでしたら事務局からその他事項をお願いします。

濁川職員

農業経営基盤強化促進法による利用権設定につきましてご説明いたします。本日お手元に配布しました封筒の中をご覧ください。

「農業経営基盤強化促進法による利用権設定書の配布と回収について」でございます。ご説明させていただきます。

この取り組みは、農地の流動化を促進し、担い手への利用集積を図ることを目的として

- ① 期間満了となる農用地利用集積計画による利用権の更新
- ② 担い手への農地の面積集積
- ③ 遊休農地の発生防止のための出し手・受け手の結び付け

のために活動していただくものです。

活動期間は、令和元年 10 月 10 日（木）までです。取りまとめ頂いたものは、今年 11 月の総会に諮り、12 月に公告の予定です。

今回の更新案件は 76 件、309 筆、約 19.1ha (191,434.59 m²) です。このうち、皆様からは 49 件の更新活動をお願いすることになります。

それでは、お手元にお配りしました封筒の中身のご確認をお願いいたします。水色、黄色、ピンク色の紙で留めてある書類です。

まず、黄色の紙で留めてあります、委員管理用書類をご覧ください。左上に委員さんのお名前が入っています。「利用権設定書の配布と回収について（お願い）」の文書と「利用権設定申出書」の Q&A（A4 裏表）、今回お願いする一覧表（A3）、黄色の紙で留めてある書類の中の一覧表（A3）は個人情報ですので、活動終了の際、必ずお返しを頂きたいと思います。

次に、水色の紙で留めてあります書類は「再設定の申出書」です。今回「再設定の申出書」のない委員さんもおります。

最後、ピンク色の紙で留めてあります書類は新規分の申出書が 3 部入っております。新規設定される方にお渡しください。不足の場合は事務局にお申出ください。

手続きについて、簡単に説明をさせていただきます。更新の申出書に所有者と耕作者の方から、賃借料の記入、設定期間を記入してもらい、署名、押印をしてもらってください。それぞれの申出書に記入例がついていますのでそれを参考に記入してください。

また、更新しない場合であっても、必ず、結果をご報告いただきたいと思います。

農地中間管理機構、また JA を通じて設定する場合、受付窓口は JA となっております。今回お配りしました事務局受付の申出書とは用紙が異なりますのでご了承ください。

次に、お配りした更新書類について地区担当基準で振り分けてございますが、一覧表をご覧ください、これは自分よりも別の委員さんが担当したほうが円滑に進むといったような場合は、双方で協議いただいて、調整していただければと思います。なお、担当する委員さんが変更になった場合、必ず事務局にご連絡ください。

その他、所有者住所が市外、県外、相続登記が済んでいない等の農地の場合は事務局扱いとして、事務局から直接所有者に送付します。

提出締切は、10月10日（木）でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。ご質問がございましたらお願いいたします。

霜田事務局長

質問がありましたら、事務局にお問い合わせいただければお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、お手元の「第27回農業委員会総会（R1.8.30）事務局事務連絡」をご覧ください。

1 今後の予定です。

北信越ブロック「女性の農業委員会研修会」 10月17日（木）から18日（金） いこいの村能登半島 石川県志賀町（志賀の郷温泉） 女性委員2人に案内。

新潟県農業委員会大会 農業委員・推進委員 11月19日（火）13時30分から 長岡市立劇場（長岡市幸町） 11月28日（木）東京で開催される「全国農業委員会会長代表者集会」に向けて、県選出国議員に対する要請決議を予定 正式案内は後日。

全国農業委員会会長代表集会 会長 11月28日（木）12時30分から 東京メルパルクホール 11月19日（火）の「新潟県農業委員会大会」を受け、午前中に県選出国議員への要請行動を予定 正式案内は後日。

新潟県女性農業委員等研修会及びにいがた女性農業委員の会第18回定例総会 12月3日（火）から4日（水）午後から ホテルメトロポリタン松島 1日目は事例報告やグループ討議、2日目は（有）山波農場様を視察 正式案内は後日。

2 「新潟県園芸振興基本戦略」の送付について

県農産園芸課が7月に策定 県の園芸生産の目指す姿や目標。

山崎事務局長代理

3 「活動記録簿」について

農業委員・推進委員の皆さんから毎月活動記録簿をご記入いただき、事務局へ提出いただき大変ありがとうございます。この度、お手元に配布いたしました通り、「全国農業会議所の「農業委員会活動記録簿」をお使いのみなさまへ」という資料をご覧ください。全国農業会議所から新潟県農業会議を通じまして配布の依頼がありました。内容につきましては、備考欄を記入いただきたいということです。備考欄の記入の背景ですが、昨年の11月以降に農地利用最適化交付金のしくみの変更と農地中間管理事業等の改正法が成立したことで、農地利用最適化交付金を受給するためにも、活動記録簿に活動した場所、話合いの内容などを具体的に記入することが求められていることから、お願いいた

したいものです。記載の内容に迷いましたら農業委員会事務局へご相談ください。

4 「農家相談の手引」の活用について

冊子を皆様のお手元に配布してあります。7月から8月にかけて、皆様から集めさせていただいた活動費の中から購入させていただきました。こちらの手引は、農業委員・推進委委員の皆様をはじめとした、地域農業のリーダーの方が農業者から相談を受けた時に、制度や施策の要点を説明するための資料となっています。農業委員・推進委員の皆様の日常の相談活動や、人農地プランの実質化に向けた話し合い活動等で、幅広く活用していただければと思っています。よろしくお願いします。以上になります。

No.5 植木 稔委員

活動記録簿の記入について質問いいでしょうか。今まで活動実績数に○、△を付け、活動の分類に✓を付けていましたが、記入例を見ますと、活動の分類の欄に○、△をつけてありますが、これはどのような扱いにするのでしょうか。今までと同じでよろしいのでしょうか。

山崎事務局長代理

今までと同じ記載でお願いします。

議長

他に質問はありませんか。なければ質疑を終了します。

議長

以上で本日の日程は終了しました。閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いいたします。

佐藤会長職務代理者

お疲れ様でした。各地区に於いて、地区の農地パトロールを実施し、事務局に報告していただいているかと思います。暑い中お疲れ様でした。

先般、花角知事と意見交換会がありました。柏崎の「葉月みのり」を気にしていただいているようでした。新潟県の早生品種と言ったら柏崎と県でも認識されているようです。

毎日天気予報を見ていても、すっきりした天候になりませんが、今日出てくる前に予報を見たら、明日以降に少し回復するような天候になっていました。ここ数日、バタバタと過ごす皆さんもいるかと思いますが、くれぐれも無理をせず、怪我の無いように作業を進めていただければと思います。お疲れ様でした。

閉会 午後 2 時 20 分

柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____